

平成20年4月25日

秦野市伊勢原環境衛生組合  
組合長 古谷 義幸 様

秦野市伊勢原市環境衛生組合  
クリーンセンター施設検討委員会  
委員長 横田 勇

クリーンセンター建設事業に係る事業者選定方法について（中間報告）

平成19年7月23日、組合長から依頼されたクリーンセンター建設に係る事業者選定方法についての検討結果は別紙のとおりです。

## 事業者選定方法等について

事業者選定方法等について、次のとおり検討を行った。

発注方法については、①分離発注方式と②一括発注方式について建築工事とプラント工事の分離／一括、及び設計と施工の分離／一括の両者について検討を行った。

建築工事とプラント工事については、プラントと建築における共同責任を問うことができ、また、工事管理が容易になることから、建築・プラント一括発注方式が妥当である。一方、設計と施工については、廃棄物処理施設を構成する技術は、化学機械、電気、機械工学等を総合化した高度な技術であるため、設計・施工の両方の要素技術を総合化できる技術力を有しているプラントメーカーが一括して請け負う方が理にかなっている。また、受注者に対し、工事施工上のかしにとどまらず、設計に起因するかしについても責任を負わせることができ、契約対象施設の性能がより確実に担保されるという利点も有していることから、設計・施工一括発注方式が妥当である。

事業者選定方法については、①指名競争入札最低価格自動落札方式、②公募型指名競争入札最低価格自動落札方式、③公募型指名競争入札総合評価落札方式の3方式について比較検討を行った。

施設整備の基本的な考え方である「安全の確保」、「安心の確保」、「安定の確保」、「循環型社会の形成に貢献」については発注仕様書に記載することにより確保できることから、この点では事業者選定方法による基本的な差は発生しない。また、公募時に条件を付すことにより一定レベルのメーカーだけが競争に参加できる仕組みとすれば、どのメーカーが落札しても満足できる施設を建設することが可能である。こうした中で、総合評価落札方式は、組合が求める技術水準をどれだけ上回っているかという技術面と価格面を総合的に評価するものであり、より良いものを適正な価格で建設できると同時に談合の防止も図ることができる。これらの理由により、事業者選定方法としては、総合評価落札方式を採用することが望ましい。

**発注方法は、建築・プラント及び設計・施工とも一括発注方式とし、事業者選定方法は、公募型指名競争入札総合評価落札方式とすることが望ましい。**

注) 「公募型指名競争入札」は「条件付一般競争入札」と同じ意味と解釈できる。